

神戸教育短期大学における障害学生支援の基本方針

2024 年 2 月 28 日策定

神戸教育短期大学は、平成 28 年 4 月 1 日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項に基づき定められた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）に則り、「神戸教育短期大学における障害学生支援の基本方針」（以下「基本方針」という。）を制定します。

神戸教育短期大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の理念と教育方針に即して、本学が入学を許可した全ての学生に公平・公正な教育・研究および学生生活の機会を確保する責務を果たすため、以下の基本方針を定め、具体的な支援内容・方法に関するガイドラインを作成し、障害のある学生支援に努めます。

1. 修学機会の確保と支援内容・方法の充実

障害のある学生が他の学生と同等の教育を受けることができるように修学機会の確保と支援内容・方法の充実に努めます。

2. 修学環境（施設・設備等）の整備

障害のある学生が安全かつ円滑に本学での教育活動に参加できるよう、障害のある学生一人ひとりの声を積極的に聴き取り、修学環境の整備に努めます。

3. 修学に関する情報の公開

在籍する学生および本学への入学希望者に対して、本学の受入れ方針並びにこの基本方針に則り、支援体制、施設設備のバリアフリーの状況、支援内容に関する情報の公開に努めます。

4. 修学上の支援内容・方法の決定

学生本人の要望を十分に聴き、他の学生と同等に授業等の教育活動に参加できるように、学生本人と本学関係者との共通理解と合意の上で支援内容を決定します。また、必要に応じて、両者の合意の下で支援内容を見直します。

5. 支援体制

学務委員会において、教職員との支援方法に関する相談、支援機器の貸し出し、ボランティア・スタッフの配置等を検討し、教職協働により障害のある学生の学修支援の充実に努めます。

6. 教育方法等

大学生活に関する情報保障や授業中のコミュニケーションの配慮等を通して授業等への参加を支援し、試験においては必要かつ合理的な配慮を提供し、成績評価については公平性を損なうことのないよう留意します。

7. 障害への理解促進

他の学生や教職員がさまざまな障害への理解を深め、より適切な対応ができるように SD 研修会やパンフレット等を通して、障害と支援に関する理解の促進に努めます。